

学校教育目標 心身ともに健康で、豊かな情操と知性を持ち、実践力のある児童の育成を目指して
 ◎やさしい子 ○すすんで学ぶ子 ○からだをきたえる子

○いじめ定義
 ・当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な影響を与える行為されたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
 ・「自分がいやだなと思うことをされること」
 ・いじめの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
 ・法令上のいじめのうち、「好意で行った言動」「意図せずに行った言動」「衝動的に行った言動」以外で、「故意で行った言動」に該当するいじめを社会通念上のいじめというが、それを含めた法令上のいじめすべてをいじめとしてとらえる。
 ・いじめのうち「継続性がある」「すぐには解決できない」「被害児童が心身の苦痛を重く感じている」「加害児童のいじめの意識が低い又は故意の意識が強い」のいずれかの場合は重大性が高いいじめとして、直ちに副校長又は生活指導主任に報告する。

○組織
 ・生活指導部が「いじめ防止」「早期発見」の対策を行う。いじめを発見した教員は学年と相談し「早期対応」を行う。
 ・重大性の高いいじめは、いじめ対策委員会(副校長、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任)が「重大事態への対応」を行う。いじめ解消まで委員会が責任をもつ。必要に応じて校内支援委員会と連携し、校長、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー(以下SC)、町相談員も出席する。

町教育委員会・町相談室
学校サポートチーム
五日市警察
立川児童相談所

○いじめ実態把握システム



